

# 社協会員とは??



社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条にて位置づけられた地域福祉活動を推進する会員制の民間団体です。

『市民一人ひとりの個性や考えが尊重され幸せに暮らしていけるように、住民の皆さんが協力し、助け合いながら「人を支える喜び」「人に支えられる喜び」を住民自ら実感できるまちづくりを目指して行けるように取り組んでいます。』

## なぜ、会員制度を置くの??



宜野湾市社会福祉協議会の財源は、主に 県や市からの補助金や受託金 赤い羽根共同募金配分金 寄付金や社協会員さんからいただいた社協会費等で賄われています。

人件費や一部事業(補助事業・受託事業)等を除き、地域福祉を推進するための事業運営を支える財源として、社協会費や寄付金はとても重要になっています。

そこで、ひとりでも多くの市民のみなさんに本会の活動ご理解いただき『社協会員』いわば、社協のサポーターとして、宜野湾市の福祉を支えていただける仲間の輪を広げていく活動をしています。

## 社協会費の使い道

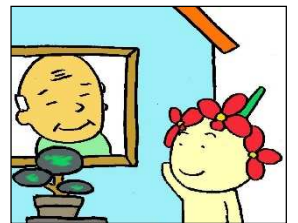
各事業を支える研修費、車輛燃料費、通信機器費、パソコンリース料、システム保守料などに使われています。



災害時救助活動



見守り事業



子育てサロン



ボランティア事業



社協会費  
(法人運営費)

社協の一部事業を抜粋しています。その他にも社協会費は地域の福祉に関わる事業を支える財源になっています。

# 社協会員募集中



## 社協会員の種類と金額

### 戸別会員

年額1口:500円~

区民を対象に、社協活動に賛同し協力者となる会員



### 特別会員

年額1口:5,000円~

企業や個人で、社協活動に賛同し協力する会員



### 団体会員

年額1口:5,000円~

福祉関係団体や各種団体で、社協活動に賛同し協力する会員



### 賛助会員

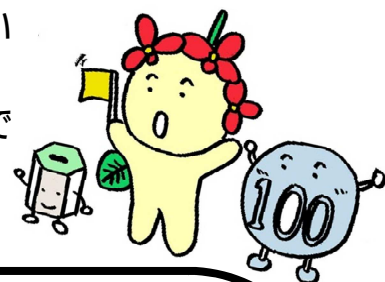
年額1口:500円~

個人で、社協活動に賛同し協力者となる会員



## 社協会費の納め方は??

- 戸別会費は、各自治会の自治会長や班長の方を通じて会費をいただいています。
- 賛助会員・特別会員・団体会員は、職員が集金または口座振込で納入していただいています。  
年間を通して事務局でも受付しています。



## 社協会員証が変わりました!!

今年度より、社協会員証を新しくしました  
宜野湾社協の案内役「サンダン君」を中心に、従来の丸型から四角型になっています。  
また、4年間を通して1枚の会員証が活用できるようになっており、2年目以降は年度シール(社協より毎年配布)をステッカーの上に貼っていくデザインになっています  
新しくなった会員証も、ぜひよろしくお祈いします!!  
社協会員についてのお問い合わせは、宜野湾社協(098-892-6525)まで(\*^-^\*)

### 新 社協会員証(戸別会員)



### 新 社協会員証(特別会員)



年度シールを貼っていきます(4年間活用)